

## 令和2年度第1回広島県医療審議会 会議録

1 日 時 令和2年9月4日(金) 18:00~18:30

2 場 所 県庁本館6階 講堂

3 出席者 別紙のとおり

### 4 議 題

- (1) 議案第1号 広島県医療審議会会長及び会長の代理となる者の選出について
- (2) 議案第2号 広島県医療審議会運営規定の一部改正について
- (3) 議案第3号 「医療計画」(第7次広島県保健医療計画)の一部改定について
- (4) 議案第4号 地域医療支援病院の名称承認要件の認定について

5 担当部署 広島県健康福祉局医務課医務グループ  
電話:(082)513-3056

### 6 会議内容

#### 《開会等》

[18時00分、委員29名中21名が出席し、医療法施行令第5条の20第2項の規定により、会議が成立したことを確認し開会]

#### 《議案第1号 広島県医療審議会会長の選出について》

委員： 会長については、医療法施行令の規定により、委員の互選により定めることとなっておりますが、どなたか御推薦はございませんでしょうか。

委員： 広島県の全医師並びに全医療機関を総括する立場におられます医師会の会長であります松村委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(異議なし)

委員： 御異議がないようでございますので、会長は、松村委員に決定いたします。続きまして会長の代理となる者について、どなたか御推薦はございませんか。

委員： 会長の代理につきましては、医療審議会保健医療計画部会の会長であり広島県病院協会会長の檜谷委員にお願いしてはどうかと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員： 御異議がないようでございますので、会長の代理となる者は檜谷委員に決定いたします。

それでは医療法施行令の規定により、これからの議事進行は松村委員にお願いします。

[会長が会議録署名人に委員 2 名を指名]

[本日の審議会については、すべての議題を公開とすることを決定]

#### 《議案第 2 号 広島県医療審議会運営規程の一部改正について》

会長： 議案第 2 号「広島県医療審議会運営規程の一部改正について」でございます。

まず、議案第 2 号「広島県医療審議会運営規程の一部改正について」、事務局から説明してください。

幹事： それでは、議案第 2 号・広島県医療審議会運営規程の一部改正についてご説明させていただきます。

この議案は県の組織改正に伴う役職名の変更でございます。2 ページをお開きください。右側現行の第 5 条第 2 項のうち、健康福祉局医療・がん対策部長、健康福祉局地域ケア部長を左側の改正案、健康福祉局総括管（地域共生社会推進）、健康福祉局総括管（医療・がん対策）とするものでございます。

よろしく願いいたします。

会長： 説明がありました改正案について質疑・意見があれば御発言願います。  
ないようですので、議案第 2 号について承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

会長： それでは、当議案は承認することといたします。

#### 《議案第 3 号 「医療計画（第 7 次広島県保健医療計画）の一部改定について」》

会長： この医療計画の一部改定については、議案資料の 5 ページのとおり、広島県知事から当審議会に諮問されております。

それでは、議案第 3 号については、事務局から説明してください。

幹事： それでは、「医療計画（第 7 次広島県保健医療計画）の一部改定について」、説明させていただきます。

議案第 3 号を御用意ください。

まず、1の趣旨でございますが、医療法では、「在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更する」こととされています。

8月6日開催された医療審議会保健医療計画部会において、医療計画の中間評価を行うとともに、今年4月に発出された国の改正指針等を踏まえて、「見直し検討が必要な事項」を整理しました。中間見直しに伴って医療計画の一部を改定しますので、医療法の規定に基づいて、本審議会に意見を求めるものでございます。

2の「国の方針」でございますが、一つ目の○では、国が設置する検討会において、見直しが必要と考えられる事項について意見が取りまとめられたこと。

二つ目の○では、検討会の意見を踏まえて、今年4月に国から改正指針が発出されたこと。

三つ目の○では、新型コロナウイルス感染症を考慮し、計画の見直しが再来年度になったとして差し支えないといった通知が出されています。

なお、本県では当初の予定通り、今年度中に見直しを行いたいと考えております。

3では、「見直し検討が必要な事項」について5つに整理し、それぞれ、中間見直しの要否や見直しの範囲について、見直し方針案として取りまとめました。

(1)は「改正指針等や中間評価を踏まえた見直し」として、国の改正指針等で示された新たな追加指標例の検討や中間評価を踏まえた数値目標の再設定を行うとともに、これらの見直しに伴う課題整理や施策の検討など、必要な本文修正を行うものです。

その下の表では、各疾病・事業ごとの現行指標数と見直し後の指標数を整理しております。

一番下の行の「計」をご覧ください。現行89の指標数に対して16の追加と8つの削除により、見直し後は97の指標数にしたいと考えております。また目標値の変更は20に及ぶ予定です。

(2)でございますが、「改正指針等で示された項目以外の見直し検討」としまして、改正指針で国が最低限示している項目以外にも、例えば県で今年度策定する新たな総合計画などと調和・整合性を図るとともに、昨今の社会情勢を踏まえた見直しも検討すべきと考えているものです。現時点では、新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策や医療・介護分野におけるデジタル技術の活用、看護職員の確保に関する事項などを想定しております。

続いて(3)の二次保健医療圏の見直し検討ですが、別紙の3ページ「二次保健医療圏の見直し検討について」を御覧ください。

1の趣旨でございますが、現計画の策定時に二次保健医療圏については、変更しないこと、そして、点々囲み内の下線部分ですが、「計画の3年目に予定している在宅医療等の調査、分析及び評価に合わせて、二次保健医療圏の見直しについても検討し、必要な場合には見直しを行う。」とされました。

なお、見直しの視点ですが、国の考え方は2の（1）にある「人口規模が20万人未満」かつ「流入患者割合が20%未満」で「流出患者割合が20%以上」の圏域は見直しを検討すべき、となっております。

また、見直しの際は、圏域の面積や基幹病院までのアクセスを考慮すること、そして二次保健医療圏と地域医療構想の構想区域は一致することが適当とあります。

2（2）では、現計画策定時に「なるべく身近な地域で対応」、「拠点病院が医療需要をカバーできる範囲」、「市町の区域を分割すべきではない」といった考え方が整理されました。

3の「県内の二次保健医療圏の状況」でございますが、一つ目の○にありますとおり、国の見直し3要件に該当する圏域はございません。1枚おめくりいただき、参考1の表を御覧ください。左から二次保健医療圏、人口、流入患者割合、流出患者割合となっております。「人口20万人未満」に該当するのは、網掛けとなっている広島西と備北圏域、「流入率が20%未満」については広島西以外の全て、「流出率が20%以上」は広島西と広島中央圏域が該当しておりますが、3つ全てに当てはまる圏域はございません。

前のページに戻っていただき、二つ目の○にありますとおり、基幹病院やアクセス環境に関しては計画策定時の3年前から状況に大きな変化はないこと。また、三つ目の○ですが本県の構想区域と二次保健医療圏は一致しております。

2ページの（3）にお戻りください。

このような状況を鑑み、中間見直しでは二次保健医療圏を見直さず、次期医療計画の策定時に見直しの検討を行うこととし、その旨、各圏域の地域保健対策協議会から意見を伺うこととしたいと考えております。

次の（4）、地域計画の見直し検討でございますが、圏域版の医療計画については、今年度見直しを行わず次年度以降に見送ること、併せて、それぞれの圏域で地域計画の見直しが必要かどうかも含めて、圏域地対協の御意見をお伺いしたいと考えております。

最後の（5）は「第8期ひろしま高齢者プラン」との一体的な検討として、サービス基盤の整備目標や見込量、地域包括ケアシステムの強化に向けた広域的な連携・取組について、整合性を図り、見直し案に反映したいと考えているものです。

4の見直しの手順は、本計画の策定時と同じく、まず医療審議会において県の諮問を受け、具体的な検討は「保健医療計画部会」に依頼し、保健医療計画部会においては、県地対協や県設置の各種会議等の意見を踏まえながら改定案の具体的な内容の検討と取りまとめをしていただくことを考えております。

5の検討の流れでは、保健医療計画部会で12月に素案、3月に改定案を取りまとめたのち、当審議会で御審議いただくといった流れを想定しております。

私からの説明は以上でございます。

会長： ただ今の説明について御質問・御意見があれば御発言願います。  
御意見がないようですので、令和2年度中に県地対協や関係する会議等の意見を踏まえて、素案を整理していただいた上で、その内容について3月の保健医療計画部会で検討いただき、答申してまいりたいと思います。  
議案第3号について承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長： それでは、当議案は承認することといたします。

#### 《議案第4号 地域医療支援病院の名称承認要件の認定について》

会長： それでは、議案第4号「地域医療支援病院の名称承認要件の認定について」事務局から説明してください。

幹事： 議案第4号は、呉市医師会病院における、地域医療支援病院の名称承認要件の認定についてでございます。

まず、地域医療支援病院の概要について御説明いたします。議案の4ページを御覧ください。

「地域医療支援病院制度」は、平成9年の第3次医療法改正により平成10年4月から施行されているものです。

「1 制度の趣旨」にありますとおり、この制度は患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、「かかりつけ医」などへの支援を通じて地域医療の確保を図る病院として、地域の医療機関と連携する病院に対して、都道府県知事が「地域医療支援病院」と称することを承認する制度です。

承認された地域医療支援病院からは、毎年県又は広島市に対し、「業務報告書」が提出され、「承認要件」を満たしているかを確認しております。

それでは、1ページを御覧ください。

呉市医師会病院は、平成11年11月17日に地域医療支援病院の名称使用に係る承認がされているところでございます。

令和元年度の実績におきまして、10項目のうち2項目が承認要件を満たさないようになっていますので、その説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。

④救急医療の提供についてでございます。

これにつきましては、平成 30 年度の第 1 回医療審議会に、呉市医師会病院の地域医療支援病院名称使用承認について、

- ・国の定める「救急搬送患者受入要件」を満たしていないこと
- ・承認要件を充足するため、呉市医師会病院が自ら策定した「年次計画」の内容が 2 年程度の間で満たされていないこと

を踏まえ、委員の皆様にご審議いただきました。

審議においては、「地域ごとに様々な状況があり、数字だけで判断されるのはいかがか」、「呉医療圏の救急医療体制は、現在の体制で理想に近い医療が提供できているため、承認を継続して欲しい」等、承認の継続を支持する意見が複数挙げられたところがございます。

この継続審議につきまして、御審議をいただきたいと思っております。

本県といたしましても、医療審議会でもいただいた御意見を尊重したいと考え、厚生労働省と協議を進めた結果「二次医療圏の医療計画を踏まえ、救急医療体制の確保の観点から承認を与えることが適当であると認めた場合は、承認することができる。ただし、広島県保健医療計画への記載が必須である。」との見解を得ることができ、それを受けて呉市医師会病院や保健所と協議をいたしました。

呉市医師会病院は、呉圏域の一時救急医療体制を一手に担う休日急患センターからの入院依頼を受け入れており、また、同病院と同センターが同一の場所にあることから、実際には、呉圏域における一次救急から二次救急までをカバーしている状況であり、救急医療体制の確保について同病院が果たす役割は非常に大きいことから、令和 2 年 2 月 26 日に開催されました呉地域保健対策協議会において、呉市医師会病院が実施する救急医療の内容等を第 7 次広島県保健医療計画へ記載することについて承認されました。

この記載をもちまして、承認要件を満たすものと考えます。

今後の救急の受入れ状況につきましては、引き続き確認してまいりたいと考えております

続いて、3 ページをご覧ください。

⑥の病床数が原則 200 床以上ということについてでございます。

病床数は、現在 207 床ですが、近年の病床利用率の状況や、地域医療構想における再検証検討医療機関の対象となったことから、2025 年に向けて段階的な減床を計画されており、令和 2 年 10 月 1 日に、198 床に変更することとしています。

これにつきましても、都道府県知事が地域における医療の確保のために必要と認めたときは、200 床未満でも可能となっており、このことについて、呉地域医療構想調整会議において審議され、病床数 200 床を下回ったとしても、地域医療支援病院として、地域に必要な病院である旨の意見書が令和 2 年 8 月 18 日付けで、県に提出されております。

以上で、説明を終わります。

会長： ただ今の説明につきまして質疑・意見があれば御発言願います。  
ないようですので、議案第4号について承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長： それでは、当議案は承認することといたします。  
以上で、本日予定しておりました議事につきましては全て終了いたしました。  
その他、何かございましたら、発言をお願いします。

会長： ないようでございますので、以上をもちまして、閉会といたします  
本日は、皆様ありがとうございました。

[以上をもって広島県医療審議会を閉会]

# 広島県医療審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職	推 薦 母 体	備 考
栗 井 和 夫	広島大学医学部長	広島大学	
石 井 知 行	広島県精神科病院協会会長	広島県精神科病院協会	
市 川 幸 子	広島県地域女性団体連絡協議会事務局長	広島県地域女性団体連絡協議会	
大 段 秀 樹	広島大学大学院医系科学研究科長	広島大学	
岡 田 吉 弘	三原市長	広島県市長会	
金 子 努	保健福祉学部教授	県立広島大学	欠席
神 田 和 幸	全国健康保険協会広島支部長	全国健康保険協会広島支部	
木 内 良 明	広島大学理事・副学長（医療担当）	広島大学	
木 下 栄 作	広島県健康福祉局長	広島県	
吉 川 正 哉	広島県医師会副会長	広島県医師会	欠席
衣 笠 正 純	広島県社会福祉協議会常務理事兼事務局長	広島県社会福祉協議会	
甲 野 峰 基	広島県歯科医師会会長	広島県歯科医師会	
佐 藤 裕 幸	広島県民生委員児童委員協議会会長	広島県民生委員児童委員協議会	
下 瀬 省 二	国立病院機構呉医療センター院長	独立行政法人国立病院機構（中国四国ブロック）	
下 森 宏 昭	広島県議会議員	広島県議会	
谷 本 幸 太 郎	広島大学歯学部部長	広島大学	欠席
豊 見 雅 文	広島県薬剤師会会長	広島県薬剤師会	
中 本 隆 志	広島県議会議員	広島県議会	欠席
新 井 法 博	健康保険組合連合会広島連合会常任理事	健康保険組合連合会広島連合会	
橋 本 敬 治	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長	日本労働組合総連合会広島県連合会	
檜 谷 義 美	広島県病院協会会長	広島県病院協会	
平 川 勝 洋	県立広島病院院長	全国自治体病院協議会広島県支部	
松 村 誠	広島県医師会会長	広島県医師会	
箕 野 博 司	北広島町長	広島県町村会	
森 川 家 忠	広島県議会議員	広島県議会	
安 武 繁	保健福祉学部教授	県立広島大学	欠席
山 本 恭 子	広島県看護協会会長	広島県看護協会	
吉 田 隆 行	坂町長（国保連副理事長）	広島県国民健康保険団体連合会	欠席
若 林 伸 一	広島県医療法人協会会長	広島県医療法人協会	